平成２７年（フ）第４５０号
東京都足立区西保木間４丁目５―16―306
債務者　佐々木若菜
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１号
静岡市駿河区池田2285番地の１　第２聖マンション204号、旧住所浜松市中区布橋３丁目７番26号　レリブ布橋204
債務者　内山　暁子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２号
静岡市清水区草薙杉道３丁目11番52号
債務者　土屋　尚義
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午前11時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４３号
静岡市葵区美川町３番５―35号
債務者　久野　利介
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２４５号
千葉県八千代市桑橋785―１
債務者　田中　悠生
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２５９号
千葉県八千代市大和田新田15　高津団地５街区17棟504
債務者　小泉　ゆか
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２７６号
東京都墨田区立花６丁目８―１―716
債務者　横塚　三郎
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６号
静岡市駿河区池田1346番地の４
債務者　高田　明幸
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月25日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１１７号
佐賀県嬉野市塩田町大字大草野丙９番地１
破産者　有限会社陶彩館
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第５５０号
宮城県名取市下増田字田子作140番地24街区６画地
破産者　株式会社ファイン
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第９号
栃木県那須塩原市石林841番地176、開始決定時の住所岩手県気仙郡住田町下有住字中上71番地６　中上第一町有住宅４号
破産者　石﨑　五郎
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第１７７号
川崎市川崎区池上新町１丁目３番７号
破産者　有限会社那珂工業
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１８９７号
大阪府大東市御供田３丁目15番15号　タウンホームツツミＣ―201号
破産者　船越　靖代
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０４８号
大阪市鶴見区焼野３丁目２番５号502号室
破産者　有限会社ジャスト・ケーティ
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２０１号
大阪市生野区田島６丁目４番５号
破産者　株式会社モンデパール
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７５号
福岡県久留米市東合川７丁目７番12号
破産者　有限会社伍光クレーン
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第５０３号
熊本市南区田井島１丁目８番18号
破産者　株式会社テイクオン
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２９号
北海道岩見沢市栗沢町北本町64番地
破産者　北王建設工業株式会社
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部